

監査報告書

令和8年6月11日

学校法人河合塾
理事会 御中
評議員会 御中

監事 近藤 裕重
監事 川村 俊明

私たち監事は、私立学校法第52条及び第56条並びに寄附行為第28条の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会に出席するほか、常勤監事にあたっては経営会議その他の重要な会議に出席し、理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧、本部及び設置学校の業務及び財産の状況の調査など、私立学校法及び寄附行為等に定める職務を執行するために必要と認められる監査手続きを用いました。

会計に関する監査については、会計監査人（Moore みらい監査法人）から監査計画及び監査の実施状況について報告を受けるとともに、会計監査報告の内容を確認し、その監査の方法及び結果の相当性について検討いたしました。

2. 監査の結果

- ① 計算書類及び財産目録については、本法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- ② 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ③ 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上